

報告 1

令和 2 年 2 月 2 0 日

各務原市地域公共交通会議
委員各位

各務原市地域公共交通会議
事務局長 前田 直宏

ふれあいバス運行事業者の公募（プロポーザル）について（報告）

標記の件につきまして、下記の通り実施されることとなりましたのでお知らせいたします。

1. 趣旨

本市のふれあいバスは、平成 2 7 年 1 0 月に大規模な路線再編を実施するとともに、日頃より様々な利用促進や利便性向上の取り組みを進めており、市民の外出の足として継続的に利用され、利用者数についても年々増加している状況にある。

運行については、各務原市と、市から最適と認められた交通事業者との間で運行に関する協定を締結し、これに基づいて事業者が行うこととしており、この度、令和 2 年 9 月 3 0 日をもって 5 年間の現行協定が終了することから、以後の運行事業者について、プロポーザル（提案）形式による選定を行う。

2. 実施主体

各務原市

3. 現行のふれあいバス運行に関する協定

協定締結日： 平成 2 7 年 1 0 月 1 日

協定期間： 5 年間（令和 2 年 9 月 3 0 日まで）

協定先： 岐阜乗合自動車株式会社

（平成 2 9 年 4 月 1 日付にて、岐阜バスコミュニティ株式会社より事業承継）

4. 内容

プロポーザルの実施要綱、業務仕様書は、協定者である市にて作成。

具体的な内容としては、現在の運行体制（運行時間・本数、車両数、運賃、提供サービス内容等）を維持した上で、事業者からの提案を求めるものとする。

5. 実施スケジュール

令和2年2月20日	プロポーザルに関する説明会、質疑受付
令和2年3月3日	質疑受付期限
令和2年3月6日	質疑に対する回答
令和2年3月13日	参加意思表示提出期限
令和2年3月18日	提案書提出期限
令和2年3月24日	審査会開催
令和2年4月下旬	審査結果通知

4. その他

- ・プロポーザルについては公募型とし、ウェブサイト等にて募集。
- ・協定期間は、現行協定期間終了後の令和2年10月1日から5年間とする。
- ・採択された事業者提案内容等により、公共交通会議での協議事項が発生した場合には、適宜、協議会の開催によりその可否を協議するものとする。
- ・審査結果通知後から新協定締結までの期間を準備期間とし、現行協定先の事業者と調整の上、提供サービスに支障が出ないよう新協定における運行準備を行う。